

手数料返還制度について

マルミヤ協同組合

当組合の職業紹介により入職した求職者について、入職日から6か月以内に、自己都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

(1) 返還率

入職日から退職までの期間により以下のように定めます。

期 間	返還率
入職日から1か月以内の退職	70%
入職日から1か月超2か月以内の退職	60%
入職日から2か月超3か月以内の退職	50%
入職日から3か月超4か月以内の退職	40%
入職日から4か月超5か月以内の退職	30%
入職日から5か月超6か月以内の退職	20%
入職日から6か月超の退職	0%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先する。

(2) 返還の免責

以下の項目に一つでも該当した場合は返金義務が免責とさせていただきます。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の敗斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・甲が当該労働者の退職日より1か月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合
- ・その他、甲乙協議の上、返金の必要がないと判断された場合